

千葉県報

定例
平成30年3月16日

主要目次

○	生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則	一
○	告示	一
○	平成三十年度国民健康保険事業費納付金の額の算定に用いる係数	一
○	土壌汚染対策法に基づく措置区域の指定	二
○	昭和六十一年千葉県告示第二百六十五号を廃止する告示	二
○	産業廃棄物処理施設変更許可申請書の提出及び縦覧	二
○	農業振興地域の区域の変更	二
○	道路区域の変更(二件)	二
○	道路の供用開始(二件)	三
○	河川法第七十五条第四項の規定による保管	四
○	都市計画区域区分の変更	五
○	土地区画整理組合の事業計画の変更認可	五
○	教育委員会教育長告示	五
○	千葉県指定無形文化財の保持者の認定の解除	五
○	千葉県指定無形文化財の指定の解除	五
○	千葉県指定史跡の指定の解除	五
○	公安委員会告示	五
○	銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定により指定した医師の勤務する病院の所在地の変更	五
○	公告	五
○	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等	六
○	都市計画区域区分の関係図書の縦覧	六
○	都市計画用途地域の関係図書の縦覧	六
○	都市計画下水道の関係図書の縦覧	六
○	水道局公告	六
○	職員の分限処分	七
	生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。	

平成三十年三月十六日

千葉県規則第六号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則(昭和三十七年千葉県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

(事業を廃止した場合等の措置)

第十二条 協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付を受けた補助金の額を限度として知事が定める額を県に返還しなければならない。

- 一 交付規則第五条第一項第三号の規定による知事の承認を受けて事業を廃止したとき。
- 二 補助金の対象となる事業の全部又は一部を実施する見込みがなくなったとき。

2 協議会は、前項第一号の規定に該当する場合においては、交付規則第十条の規定により、協議会が現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の償還計画等を知事に報告しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

告示

千葉県告示第百十三号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成二十九年政令第二百五十八号)第二条の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)第九条第三項、第五項及び第八項、第十条第三項及び第六項並びに第十一条第三項及び第六項の規定により、平成三十年度分の国民健康保険事業費納付金の額の算定に用いる医療費指数反映係数その他の係数を次のように定める。

平成三十年三月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

係数の種類	係数の数値
医療費指数反映係数	一
一般納付金所得係数	一・一五四一〇一〇三〇四二三八
一般納付金基礎額調整係数	一・〇九四九五二七二四六六九
後期高齢者支援金等納付金所得係数	一・一三四五三九四六三九一六
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九九四六〇三

介護納付金納付金所得係数	一・一一七七三五〇七〇二六〇八
介護納付金納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九九九八三六六八

千葉県告示第百十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 指定する区域 八千代市大和田新田字長兵衛野七十一番二の一部(別図のとおり)
- 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 当該区域において講ずべき指示措置
次のとおりとする。

特定有害物質の種類	講ずべき指示措置
砒素及びその化合物	地下水の水質の測定
カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物	原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

(「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第百十五号

昭和六十一年千葉県告示第二百六十五号(浄化槽の指定検査機関の指定)は、廃止する。

なお、この告示は、平成三十年四月一日から施行する。
平成三十年三月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十五条の二の第六一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。その申請書及び関係書類は、千葉県環境生活部廃棄物指導課及び東葛飾地域振興事務所並びに野田市環境部環境保全課において縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
千葉県知事 鈴木 栄治
- 有限会社柏廃材処理センター 柏市増尾九四七番地七 取締役 伊澤幸雄
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所
野田市西三ヶ尾字溜台三四〇番三、三四〇番四の一部、三四〇番一〇及び三四〇番一並びに二ツ塚字溜井二九一番
- 産業廃棄物処理施設の種類の種類
一 並びに二ツ塚字溜井二九一番
二 産業廃棄物処理施設の種類の種類
三 汚泥、廃油、廃プラスチック類及び産業廃棄物の焼却施設
四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず並びにがれき類
- 申請年月日
平成二十九年一月三十日

千葉県告示第百十七号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成三十年三月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

袖ヶ浦地域	変更前の区域	変更後の区域
	平成十九年千葉県告示第二百七十五号(農業振興地域の区域の変更)第十六号 変更後の区域の欄に掲げる区域	上欄に掲げる区域から次の図の斜線部分の区域を除いた区域(「次の図」は省略し、その関係図書は、千葉県農林水産部農地・農村振興課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び東葛飾土木事務所において、平成三十年三月十六日から三週間、縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 松戸野田関宿自転車道線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
野田市関宿三軒家字柳原一四四番二地先から一四四番二地先まで	前 後	三・〇〇メートルから三・〇〇メートルまで 三・〇〇メートルから七・一八メートルまで	一三・八六メートル 一三・八六メートル

千葉県告示第百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び東葛飾土木事務所において、平成三十年三月十六日から三週間、縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 守谷流山線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要
柏市十余二字下大塚三八〇番二地先から流山市下花輪字寺下一、四〇六番八地先まで	前A + D ~ B	七・六〇メートルから四六・七〇メートルまで	六、三七九・五〇メートル	A、B、C、D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
柏市十余二字下大塚三八〇番二地先から流山市東初石五丁目一二番一地先まで		三一・〇〇メートルから五六・九四メートルまで	二、六三九・九三メートル	

柏市十余二字下大塚三八〇番二地先から流山市下花輪字寺下一、四〇六番八地先まで

後A
七・六〇メートルから四六・七〇メートルまで
六、三七九・五〇メートル

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
柏市十余二字下大塚三八〇番二地先から流山市西初石五丁目五七番一地先まで	後A + E ~ B	三一・〇〇メートルから五六・九四メートルまで	三、一九二・七八メートル

千葉県告示第百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、平成三十年三月十六日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び東葛飾土木事務所において、平成三十年三月十六日から三週間、縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

路線名	供用開始の区間
県道松戸野田関宿自転車道線	野田市関宿三軒家字柳原一四四番二地先から一四四番二地先まで

千葉県告示第百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、平成三十年三月十六日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び東葛飾土木事務所において、平成三十年三月十六日から三週間、縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

路線名	供用開始の区間
県道守谷流山線	流山市東初石五丁目一二番一地先から西初石五丁目五七番一地先まで

千葉県告示第百二十二号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七十五条第四項の規定により、同条第三項の規定により除却した工作物を次のとおり保管した。
なお、当該工作物の保管に要した費用は、同条第九項の規定により、その返還を受けるべき所有者等その他同条第一項の規定により当該工作物の除却を命ずべき者の負担とする。

平成三十年三月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

番号	工作物の名称又は種類、形状及び数量	工作物の放置されていた場所	当該工作物を除却した日時
一	小屋 一式	千葉市花見川区長作町地先の一級河川利根川水系印旛放水路の河川区域内	平成二十九年十一月二十一日午後一時十八分
二	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十一日午後二時十三分
三	ベンチ 一式	"	平成二十九年十一月二十一日午後三時五分
四	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十一日午後三時九分
五	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十一日午前十時三十三分
六	ベンチ 一式	"	平成二十九年十一月二十一日午前十一時
七	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十一日午前十一時三十二分
八	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十一日午前十一時四十三分
九	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十一日午前十時四十八分
一〇	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十一日午後一時五十分
一一	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十一日午後二時十九分

一二	畑柵等 一式	"	平成二十九年十一月二十一日午後三時十四分
一三	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十一日午前九時五十三分
一四	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十一日午前九時五十五分
一五	畑柵等 一式	千葉市花見川区天戸町地先の一級河川利根川水系印旛放水路の河川区域内	平成二十九年十一月二十四日午前十一時四十一分
一六	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十四日午後一時三十分
一七	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十四日午後二時四十五分
一八	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十四日午後三時
一九	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十四日午後三時十四分
二〇	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十四日午後三時三十三分
二一	釣台 一基	千葉市花見川区畑町地先の一級河川利根川水系印旛放水路の河川区域内	平成二十九年十一月二十七日午前十時二十二分
二二	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十七日午前十一時一分
二三	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十七日午後一時二十五分
二四	釣台 一基	"	平成二十九年十一月二十七日午後一時四十八分
二五	ベンチ 一式	"	平成二十九年十一月二十八日午後四時

二 工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
平成三十年一月二十九日午前九時
千葉市花見川区畑町地先 千葉土木事務所仮置場

三 その他
工作物の返還を受けようとする者は、氏名及び住所を証するため必要な書類並びに印

鑑を持参の上、千葉土木事務所まで来所すること。

千葉県告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、袖ヶ浦都市計画区域区分を次のとおり変更した。
平成三十年三月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
袖ヶ浦都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
袖ヶ浦市久保田字五反田、久保田代宿入会地字二ツ池台及び字木ノ根坂台、椎の森並びに代宿字清水川台、字清水川、字木ノ根坂、字上二ツ塚及び字下二ツ塚の各一部の区域

千葉県告示第百二十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、いすみ市寄瀬土地区画整理組合の事業計画（設計の概要、事業施行期間及び資金計画）の変更を次のとおり認可した。
平成三十年三月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 組合の名称
いすみ市寄瀬土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
いすみ市大原七、四〇〇番地の五〇
- 三 設立認可の年月日
平成元年四月二十一日
- 四 変更の内容
事業施行期間
変更前 平成元年四月二十一日から平成三十年三月三十一日まで
変更後 平成元年四月二十一日から平成三十三年三月三十一日まで
変更認可の年月日
平成三十年三月十六日

教育委員会教育長告示

千葉県教育委員会教育長告示第一号
千葉県文化財保護条例（昭和三十年千葉県条例第八号）第二十一条第七項の規定によ

り、次に掲げる千葉県指定無形文化財の保持者の認定は解除された。
平成三十年三月十六日

千葉県教育委員会教育長 内藤 敏也

名称	保持者	認定告示	解除年月日
綴錦織	和田秋野	昭和五十七年千葉県教育委員会告示第三号	平成二十九年十一月二日

千葉県教育委員会教育長告示第二号

千葉県文化財保護条例（昭和三十年千葉県条例第八号）第二十一条第七項の規定により、次に掲げる千葉県指定無形文化財の指定は解除された。
平成三十年三月十六日

千葉県教育委員会教育長 内藤 敏也

名称	指定告示	解除年月日
綴錦織	昭和五十七年千葉県教育委員会告示第二号	平成二十九年十一月二日

千葉県教育委員会教育長告示第三号

千葉県文化財保護条例（昭和三十年千葉県条例第八号）第三十五条第二項の規定により、次に掲げる千葉県指定史跡の指定は解除された。
平成三十年三月十六日

千葉県教育委員会教育長 内藤 敏也

名称	指定告示	解除年月日
山野貝塚	平成二十一年千葉県教育委員会告示第十二号	平成二十九年十月十三日

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第七号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項及び第12条の3の規定により指定した次の医師について、勤務する病院の所在地を次のとおり変更する。
平成30年3月16日

千葉県公安委員会委員長 佐藤 健太郎

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者
田中かつら	医療法人社団桂七浦診療所	変更前 南房総市千倉町大川912番地2	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症であ

変更後	南房総市千倉	る者
所在地	町大川638	

公 告

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。)第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行う建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査のうち法第二十七条の二十六第一項の規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の請求の時期及び方法を次のとおり定めた。

平成三十年三月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 申請及び請求(以下「申請等」という。)の時期
経営規模等評価申請及び総合評定値請求に関する説明書(以下「説明書」という。)により定められた日(これらの日に申請等を行うことができない者については、予約により決められた日)とする。
- 二 申請等の場所
 - 1 千葉市中央区市場町一番一号 千葉県庁中庁舎一階経営事項審査室
 - 2 館山市北条四〇二番地一 千葉県安房合同庁舎三階大会議室
 - 3 匝瑳市八日市場イ一、九九九番地 千葉県海匠土木事務所
- 三 申請等の受付時間
午前九時十五分から午前十一時三十分まで及び午後一時十五分から午後三時までとする。
- 四 申請等の方法
説明書又は予約により指定された日に当該説明書又は予約により指定された申請等の場所に七に定める申請書類等を持参の上、申請等を行うものとし、郵送その他の送付による申請等は受け付けない。
- 五 説明会
経営規模等評価の日程並びに申請等の場所及び方法等に関する説明会を平成三十年五月及び六月に実施する予定である。
- 六 申請等の用紙及び説明書の入手方法
千葉県県土整備部建設・不動産業課ホームページ(<http://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/kensetsukouji/keijijikou/index.html>)からのダウンロード等によるものとする。

七 申請書類等

- 1 経営規模等評価の申請
経営規模等評価申請書(規則別記様式第二十五号の十一)に工事経歴書(規則別記様式第二号)を添付するほか、知事が必要と認める資料として説明書で指定する書類を添付し、又は提示するものとする。
- 2 総合評定値の請求
総合評定値請求書(規則別記様式第二十五号の十一)に経営状況分析結果通知書(規則別記様式第二十五号の十)を添付するものとする。

八 手数料

- 1 経営規模等評価手数料
八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
- 2 総合評定値通知手数料
四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

九 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知書は、申請者及び請求者宛て郵送により送付する。

十 この公告に関する問合せ先

千葉県県土整備部建設・不動産業課契約・審査班 電話〇四三(二二三)三一三三

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

平成三十年千葉県告示第百二十三号(都市計画区域区分の変更)に係る袖ヶ浦都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

平成三十年三月十六日袖ヶ浦市の変更に係る袖ヶ浦都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画下水道の関係図書の縦覧

平成三十年三月十六日習志野市の変更に係る習志野都市計画下水道習志野市第一号公
 下水道の關係図書の送付があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十
 一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整
 備局下水道課において縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

水道局公告

職員の分限処分

地方公務員法第二十八条第一項第一号の規定により千葉県職員を免ずる

吉村 玲香

平成三十年三月十六日

千葉県水道局長 伊藤 稔

購読料

月ぎめ
一部一箇月、三〇〇円(送料を含む。)
一六円

発行者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

定期購読申込先
一部売り申込先

〇四三(二二三)二一五二
〇四三(二二三)二六五八